

# 生産緑地 追加指定のご案内

## ■ 受付期間

期間：5 月 中旬から 5 月 31 日 ※土曜、日曜を除く

（当該年度の詳細な日程は広報 5 月号または日野市 HP の当該ページをご確認ください）

時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

場所：市役所 3 階 都市計画課

## ■ 提出書類一覧

↓ご自身でチェックして下さい

- 指定申請書 ……記入例を参考にして下さい。
- 同意書 ……記入例を参考にして下さい。
- 農地等明細書 ……記入例を参考にして下さい。
- 案内図 ……縮尺 1/2,500 以上の地図等（住宅地図でも可）に申請区域を申請地ごとに赤線で囲んで下さい。
- 公図の写し ……市役所 1 階資産税課でお取り下さい。記入上の注意点をご確認下さい。
- 仮換地図 ……お手元にお持ちのものをコピーして下さい。記入上の注意点をご確認下さい。  
※仮換地図は、区画整理地内の場合のみ。
- 土地登記簿謄本……法務局立川出張所、八王子市局等でお取り下さい。
- 印鑑登録証明書……市役所 1 階市民窓口課、七生支所、豊田駅連絡所、または  
コンビニエンスストア(マイナンバー必要)でお取り下さい。
- 申請地現況画像……農地の状況がわかるものをお願いします（画像は電子データでの提出可）。

## 日野市 まちづくり部 都市計画課

### 日野市生産緑地追加指定について

日野市では年に一度、市内農地の保全、良好な営農環境の拡充を図るため、生産緑地の追加指定を行っています。

以下の基準等を参考にご検討をお願いいたします。

#### ■ 日野市生産緑地地区追加指定に関する基準（概要）

##### （指定要件）

- ① 公害または災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- ② 300㎡以上の規模の区域であること。
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- ④ 相当な期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。

##### （指定する農地等）

地域の実情を踏まえ、次のいずれかに該当する農地等について、生産緑地地区に指定するものとする。

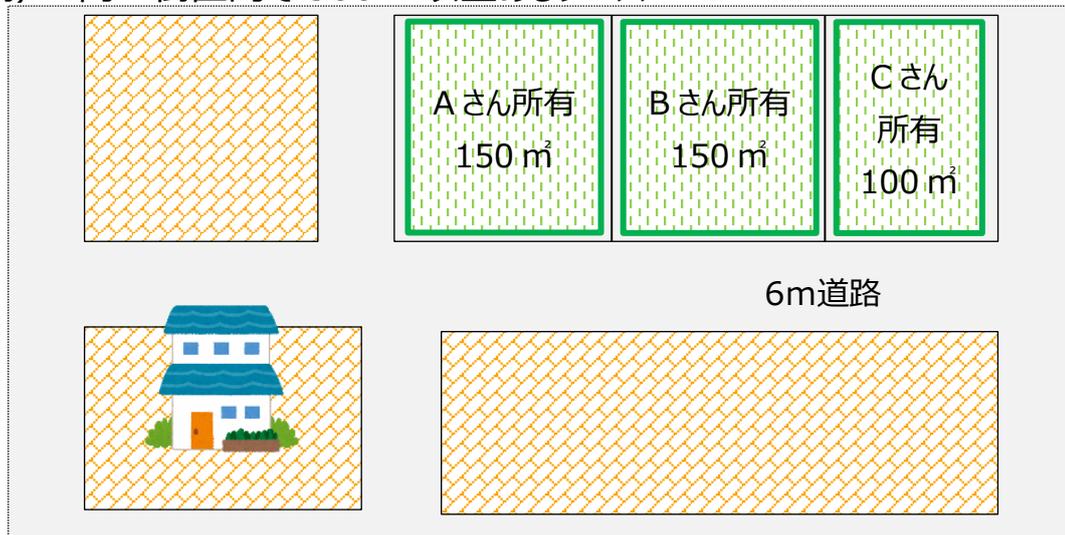
- ① まちづくりを進めていく上で、公共施設用地等の確保の観点から必要なもの。
- ② 既に指定された生産緑地地区の一体化または整形化を図ることができ、一団の土地となるもの。
- ③ 市街化区域内における環境保全機能・緑地機能を有するもの。
- ④ 農業経営の安定を図るために役立つ優良農地であるもの。
- ⑤ 新鮮な野菜の地元供給拡充を可能とし、市民のくらしを豊かにするもの。
- ⑥ 公園緑地等の公共施設の候補地としての機能を有するもの。
- ⑦ 区画整理事業区域内での「農あるまちづくり」の推進に役立つもの。
- ⑧ 区画整理事業区域内生産緑地地区の減歩相当分を補うもの。

#### 重要！

ただし、所有者単独での農地が300㎡未満であっても、他の生産緑地と合わせて一団で300㎡以上となるものであれば、生産緑地として指定できる場合があります。また、隣接する街区にある農地でも、一団で300㎡以上であると判断できる場合がありますので、事前に都市計画課にご相談ください。

## 【一団で 300 m<sup>2</sup>以上あると判断できるケースの事例】

(例) 同一街区内で 300 m<sup>2</sup>以上あるケース



この場合はいずれの筆も生産緑地として指定となります。

※この他にも様々なケースが考えられますのでご相談ください。

## ■ 指定しない農地について

以下の農地については、指定を行いませんのでご注意ください。

### (指定しない農地等)

「指定要件」の記述にかかわらず、都市計画的な観点から、次のいずれかに該当する農地等は原則として生産緑地地区に指定しないものとする。

- ・ 都市計画により、土地の有効利用を図るべき地域地区に指定されている区域。  
商業地域または近隣商業地域が指定されている区域。
- ・ 既に都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の認可または承認が行われている道路・公園等の都市計画施設の区域と重複するもの。
- ・ 計画的な市街地の形成を図る上で支障があると認められるもの。
- ・ 現況が農地であっても農地法（昭和27年法律第229号）の規定による転用の届出がおこなわれているもの。（届出後の状況の変化により現に再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合を除く）
- ・ 生産緑地法第10条の規定に基づく買取申出があり、行為制限が解除されたもの（解除後の状況の変化により現に再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的に営農が継続されることが確認できる場合を除く）

## ■ 今後の流れ

11月中旬 日野市都市計画審議会に付議

12月下旬 都市計画決定告示

翌年初旬 指定通知発送

問い合わせ先

日野市まちづくり部都市計画課

TEL 042-514-8354